文化財の保護に関する行政評価・監視

(参考資料)

資料1　文化財保護法の体系 ・・・・・・・ 1

資料2　重要文化財等の指定等の状況（平成16年3月1日現在） ・・・・・・・ 2

資料3　重要文化財等の指定基準、指定理由の類型及びその類型に相当する可能性があると考えられる例 ・・・・・・・ 3

資料4　重要文化財等の管理に関する文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会と所有者等との主な関係 ・・・・・・・ 4

資料１

文化財保護法の体系

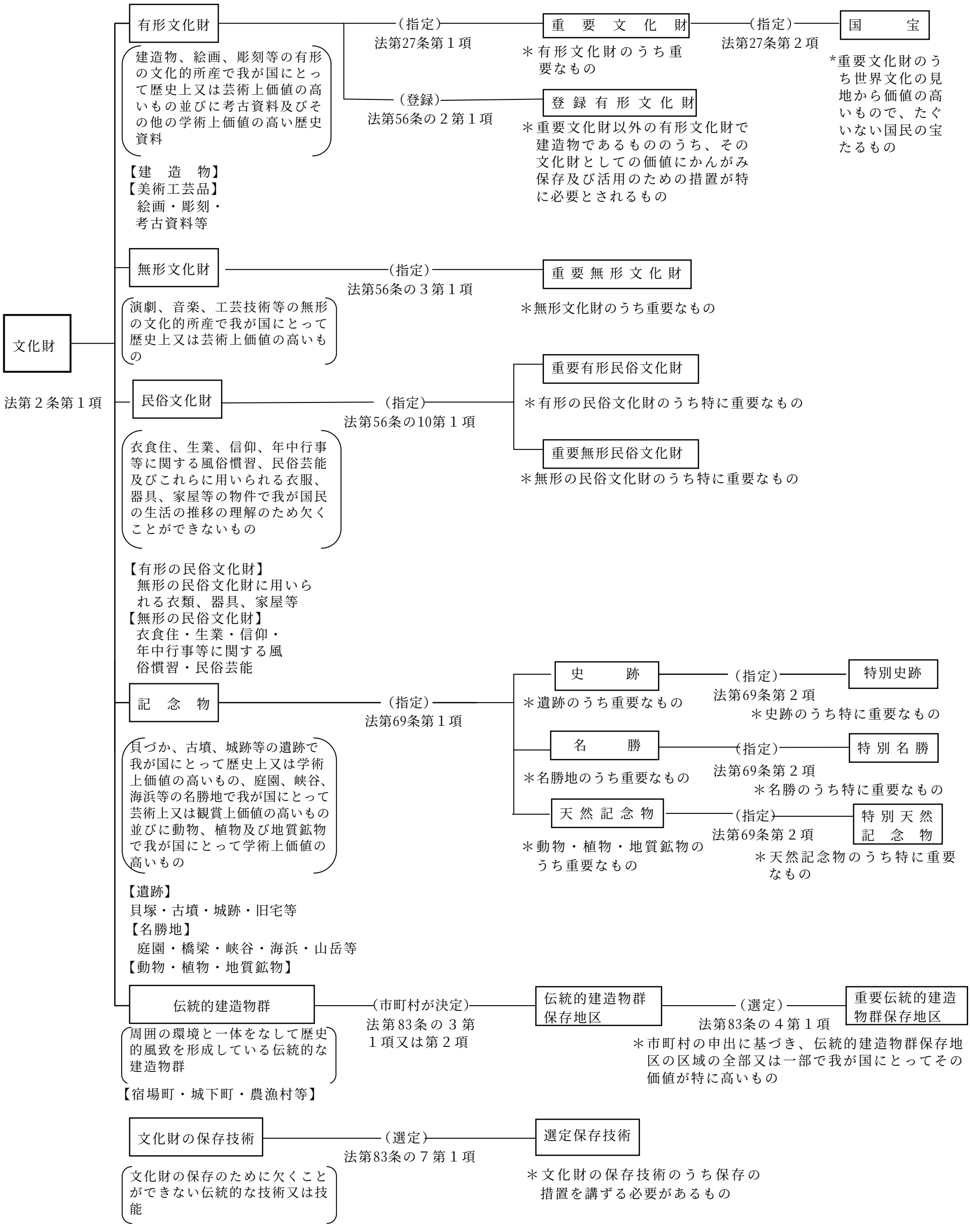

（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

資料　２　　重要文化財等の指定等の状況（平成16年3月1日現在）

【指　定】

1　重要文化財

区分 / 種類	重要文化財	うち、国宝
美術工芸品	１０，１２０件	８５３件
建　造　物	２，２５０件(3,844棟)	２１１件(255棟)
合　　計	１２，３７０件	１，０６４件

2　重要無形文化財

芸 能 関 係	５０件
工芸技術関係	６０件
計	１１０件

3　重要有形民俗文化財　　２０１件

4　重要無形民俗文化財　　２２９件

5　史跡名勝天然記念物

史　跡	１,４９５件
うち、特別史跡	６０件
名　勝	２８９件
うち、特別名勝	２９件
天然記念物	９２７件
うち、特別天然記念物	７２件

【選　定】

1　重要伝統的建造物群保存地区　　６２地区

2　選定保存技術　　６２件

【登　録】

登録有形文化財　　３，７２７件

（注）　文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

資料　3　　重要文化財等の指定基準、指定理由の類型及びその類型に相当する可能性があると考えられる例

重要文化財等の指定基準	新規指定の理由の類型
重要文化財（建造物） 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの (一)　意匠的に優秀なもの (二)　技術的に優秀なもの (三)　歴史的価値の高いもの (四)　学術的価値の高いもの (五)　流派的又は地方的特色において顕著なもの	**[新規指定]［住宅］（抜粋）** ①　特定の地方における「最古の町家建築」、「古民家」、「地方特有の町屋建築」又は「最大規模の主屋」であって、かつ、「数少ないもの」、「同地方の町家の歴史を考える上で貴重なもの」、「建築様式に特定の時代の特徴を示すもの」又は「建築様式に特定の時代の民家の到達点を示すもの」であること ②　「外観構成や内部空間など意匠的に優れている建物」であって、かつ、「質の高い邸宅建築」、「特定の地方を代表する建物で建築当初の姿がよく残るもの」、「特定の建築資材を用いた最初期の建築でその構法や技術を伝えるもの」又は「特定の時代の建築の全体が完存しており、特定の建築様式の一典型を示すもの」であること。 ③　特定の時代における「実業家の邸宅」、「上質な大型民家」、「最古級の民家」、「特定の産業に関連する者の住宅」、「大規模和風住宅の姿を伝えるもの」又は「正統かつ本格的な建築」であって、かつ、「高度な建築技術が発揮されたもの」、「建築様式に特色があるもの」、「民家史の指標となるもの」、「上質なつくりで保存状況も良好」、「住宅の構成に特徴があるもの」又は「類例が数少ない建築様式のもの」であること。 ④　「特定の地方を代表する近代和風建築」であって、かつ、「主屋のほか土蔵などの屋敷構全体をよく留めている」こと。 ⑤　「保存状態が良好」であって、かつ、「特殊な建築様式の建物」、「全国的にも類例の少ない建築様式」又は「特定の時代における特定用途の施設として唯一の遺構」であり、かつ、「建築時の状況が普請関係文書から知ることができ貴重なもの」、「特定の時代の庶民文化を知るうえでも貴重なもの」又は「特定の官庁営繕組織の作風を知る上で重要なもの」であること。 ⑥　著名な建築家の「代表作」又は「現存唯一の建物」であって、かつ、「特定の時代の住宅として数少ない例」、「外観及び内部も意匠的に優れているもの」、かつ、「敷地のほぼ全体が旧状のまま残っていること」又は「特定の地方の歴史、特定の者の生活状況を知る上で重要であるもの」であること。

左の類型に相当する可能性があると考えられる文化財の例

文化財の概要	相当する可能性があると考えられる理由の類型
G01 住宅［大阪府Ｇａ市］ Ｇａ市Ｇａ重要伝統的建造物群保存地区内にあるG01 住宅は、1782 年に建築されたもので同地方の商家建築の歴史を考察する上で貴重であるとともに、母屋は表屋造りで、出格子に竹格子入り丸窓があるなど凝った建築様式となっている。 ちなみに、同住宅は、現在、府指定有形文化財に指定されている。	「文化財の概要」欄の下線箇所が、「新規指定理由の類型」欄の「地方特有の町家建築」であって、かつ、「建築様式に特定の時代の特徴を示すもの」に相当する可能性があると考えられる。

指定に関する都道府県教育委員会等の意見等

府教育委員会では、国指定に値する建造物として、文化庁に要請しており、今後も要請を行っていきたいとしている。

（注）当省の調査結果による。

資料 4

重要文化財等の管理に関する文化庁長官、都道府県教育委員会、市教育委員会と所有者等との主な関係

（注）　文部科学省の資料に基づき当省が作成した。